

財務諸表に対する注記

1. 継続事業の前提に関する注記

なし

2. 重要な会計方針

(1) 引当金の計上基準

退職給付引当金・・・職員の退職給付の支給に備えるため、期末自己都合要給付額に相当する金額を計上している。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込み方式によっている

3. 会計方針の変更

なし

4. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
特定資産				
退職給付引当資産	3,291,665	1,932,636	0	5,224,301
国体強化基金	55,000,000	0	20,000,000	35,000,000
県民スポーツ振興基金	40,600,000	0	0	40,600,000
合 計	98,891,665	1,932,636	20,000,000	80,824,301

5. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち負債に 対応する額)
特定資産				
退職給付引当資産	5,224,301	-	1,932,636	(5,224,301)
国体強化基金	35,000,000	(35,000,000)	-	0
県民スポーツ振興基金	40,600,000	(40,600,000)	-	0
合 計	80,824,301	(75,600,000)	1,932,636	(5,224,301)

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし

8. 債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高

該当なし

9. 保証債務(債務保証を主たる目的事業としている場合を除く。)等の偶発債務

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

補助金等の名称	交付者	前期末 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期末 残高	貸借対照表上 の記載区分
【補助金】						
国体予選会派遣費等補助金	愛媛県	0	7,317,340	7,317,340	0	
国民体育大会派遣費補助金	愛媛県	0	71,541,509	71,541,509	0	
国体競技力向上環境整備費補助金	愛媛県	0	457,500	457,500	0	
ジュニアスポーツ支援事業費補助金	愛媛県	0	4,069,641	4,069,641	0	
日独スポーツ少年交流事業費補助金	愛媛県	0	630,000	630,000	0	
県体育協会機能強化補助金	愛媛県	0	13,540,055	13,540,055	0	
青少年教育団体振興事業費補助金	愛媛県	0	200,000	200,000	0	
ジュニア指導者レベルアップ事業費補助金	愛媛県	0	1,501,000	1,501,000	0	
【委託金】						
国体募金活動推進事業委託料他	愛媛県	0	1,145,000	1,145,000	0	
スポーツ指導員養成講習会委託金	(公財)日本体育協会	0	430,240	430,240	0	
アンチドーピング教育啓発事業委託金	(公財)日本体育協会	0	127,030	127,030	0	
スポーツ少年団認定員養成講習会委託金	(公財)日本体育協会	0	200,000	200,000	0	
スポーツ安全協会委託金	(公財)スポーツ安全協会	0	6,551,000	6,551,000	0	
【交付金等】						
公認スポーツ指導者育成交付金等	(公財)日本体育協会	0	479,000	479,000	0	
スポーツ活動サポートキャンペーン事業交付金	(公財)日本体育協会	0	60,000	60,000	0	
スポーツ振興普及事業奨励金等	(公財)日本体育協会	0	3,000	3,000	0	
国体傷害保険補償制度事務手数料	(公財)日本体育協会	0	51,250	51,250	0	
スポーツ少年団組織整備強化事業費助成金	(公財)日本体育協会	0	2,893,000	2,893,000	0	
合 計		0	111,196,565	111,196,565	0	

12. 基金及び代替基金の増減額及びその残高
該当なし

13. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳
国体強化基金 20,000,000円

14. 関連当事者との取引の内容
該当なし

15. キャッシュ・フロー計算書の資金の範囲及び重要な非資金取引
該当なし

16. 重要な後発事象
該当なし

17. その他公益法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産増減
の状況を明らかにするための必要な事項
(1) 本会への寄附者は、以下の通りである。

寄付区分	寄付者氏名	金額 (円)
一般寄附	愛媛県	300,000
一般寄附	愛媛県議会議長	50,000
一般寄附	愛媛県議会スポーツ振興議員連盟	100,000
一般寄附	(一財)豫山会	1,000,000
一般寄附	役員、顧問他	730,000
一般寄附	黒星 敦子	100,000
一般寄附	(株)愛媛新聞社	2,550,000
一般寄附	松山大学	10,000
一般寄附	きんべい	20,000
合 計		4,860,000

附属明細書

1. 基本財産及び特定資産の明細は、財務諸表に対する注記に記載している。

2. 引当金の明細

(単位:円)

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
退職給付引当金	5,224,301	793,626			6,017,927

財産目録

平成26年 3月31日現在

公益財団法人愛媛県体育協会

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金 額
(流動資産) 預金	普通預金 伊予銀行愛媛県庁支店 1085621 愛媛銀行県庁支店 3792327 伊予銀行愛媛県庁支店 1213165 愛媛銀行県庁支店 4661206 未収金 愛媛県 (公財)日本体育協会 松前町スポーツ少年団 立替金 職員 仮払金		9,483,855 7,178,456 1,968,274 324,254 12,871 15,237,101 15,163,601 72,000 1,500 3,077 3,077 10,000
流動資産合計			24,734,033
(固定資産) 特定資産	退職給付引当資産 伊予銀行(定期預金) 愛媛県庁支店7092035 国体強化基金 伊予銀行(定期預金) 愛媛県庁支店7153167 愛媛銀行(定期預金) 県庁支店1000913 県民スポーツ振興基金 伊予銀行(定期預金) 愛媛県庁支店7172266 愛媛銀行 県庁支店74800925	職員退職給付用財産であり 法人管理に使用する。 特定費用準備資金として公 益目的事業(共通)の用に 供している。 特定費用準備資金として公 益目的事業(共通)の用に 供している。	80,824,301 5,224,301 5,224,301 35,000,000 20,000,000 15,000,000 40,600,000 23,849,636 16,750,364
固定資産合計			80,824,301
資産合計			105,558,334

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額
(流動負債)			
	未払金		1,600,013
	(公財)日本体育協会		72,970
	日本郵便(株)		147,129
	社会保険料		348,974
	職員		728,588
	ヤマト運輸		14,461
	伊予銀行		6,930
	松山共同集金		14,850
	リコージャパン		12,337
	愛媛銀行		3,150
	いよぎんDC		4,150
	西村商事		4,360
	愛媛県水泳連盟		1,500
	愛媛労働局		12,864
	松山税務署		227,750
	前受金		88,000
	預り金		553,666
	社会保険料		344,644
	源泉所得税		198,272
	労働保険料		10,750
流動負債合計			2,241,679
(固定負債)			
	退職給付引当金		6,017,927
固定負債合計			6,017,927
負債合計			8,259,606
正味財産			97,298,728

監査報告書

公益財団法人愛媛県体育協会
会長 大亀 孝裕 様

平成 26 年 5 月 15 日

公益財団法人愛媛県体育協会

監事 原 浩 範 
監事 宮 野 久 子 
監事 菊 池 利 子 

私たち監事は、平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日までの事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、次のとおりに報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決済書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びこれらの附属明細書並びに財産目録（「計算書類等」という。）について検討いたしました。

2 監査意見

（1）事業報告等の監査結果

- 1) 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 2) 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

（2）計算書類等の監査結果

計算書類及び財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。